

## 三菱ケミカル株式会社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

三菱ケミカルグループ株式会社（本社：東京都千代田区、社長：筑本学、以下、「当社」）は今般、当社完全子会社である三菱ケミカル株式会社において経営上重要な職責を担う従業員（以下、「対象従業員」）に対して、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）を導入することを決定しましたので、お知らせします。

### 1. 本制度の目的

本制度は、当社株式の所有を通じて対象従業員の経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値向上に向けた成果創出を促進することを目的としています。

### 2. 対象従業員と人数

三菱ケミカル株式会社の従業員のうち、経営上重要な職責を担う者 約 150 名

### 3. 本制度の概要

対象従業員は、本制度に基づき支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払い込み、当社の譲渡制限付株式の割当てを受けます。

### 4. 本制度の開始時期

2026 年度

以上

お問合せ先  
三菱ケミカル株式会社 コーポレートコミュニケーション部  
メディアリレーショングループ TEL：03-6748-7140